

令和4年度第1回 鳴門市児童福祉審議会 会議概要

日 時 令和4年7月22日(金) 午後7時00分～午後8時45分

場 所 共済会館3階 大会議室

出席者 委員13名、関係課・事務局職員13名

欠席者 委員4名

傍聴者 3名（うち記者1名）

概要

1 開会

2 市長あいさつ

3 委員自己紹介

4 会長選出

5 会長あいさつ

6 審議会への諮問

市長から会長に「(仮称)鳴門市子ども条例」の策定について諮問。

7 議事

(1)鳴門市子ども・子育て支援事業計画 令和3年度実績報告について

鳴門市子ども・子育て支援事業計画に掲載している各事業の令和3年度実績について、事務局より報告。

(委員)

乳児家庭全戸訪問事業は、まだ保育所等の所属が決まっていない子どもの養育状況がよく分かる。0歳児保育に預けている方は保育所で状況が分かるが、それ以外の方については事業で訪問した方からの情報が非常に役立っている。訪問辞退される方もいるということだが、どれくらいの割合で辞退しているのか。

(鳴門市)

乳児家庭全戸訪問事業は子育て応援団レインボーに事業委託し訪問をしてもらっている。令和3年度の実績では「保育所に通っているから」「もう3人目なので」などの理由で断られ、会うことができていない方は15人いた。この情報は健康増進課の保健師とも共有しており、一定期間、全く会えないという子どもがいないように市として取り組んでいる。

(委員)

鳴門市の待機児童の割合はどれくらいか教えてほしい。

(鳴門市)

コロナの影響や預け控えがこの 2 年程顕著に現れている。鳴門市の場合、待機児童の発生より、保育所入所数が少なく運営が厳しい施設が増加している状況がある。特定の施設を希望し入所できるまで待っている方もいるが、鳴門市の場合は他の施設の案内ができるので、待機児童というとゼロである。

(委員)

ラジオ体操がなくなっているが違う形でもいいので復活ができないか。我々が子どものころ、ラジオ体操で地域の子どもや親と話をして色んなことを知ることができた。ラジオ体操のような地域での取組を考えてもらいたい。

(鳴門市)

地域との関係性が希薄化している状況の中で、ラジオ体操に限らず地域との関わりを増やしていけるような施策を今後考えていきたい。

(委員)

養育支援訪問事業は今後、虐待やヤングケアラー、子どもの貧困問題で家庭に入っていくための一つの大事な資源であると思う。養育支援訪問事業の令和 3 年度の実績は 70 となっているが、延べ「70 人」なのか、それとも「70 世帯」なのか。

(鳴門市)

保健師等が訪問したのが 70 世帯であり、延べ 84 回対応を行った。該当先については、国の基準に基づき対象の抽出を行い、保健師が内部で会議をしながら選定し、訪問を行っている。

(委員)

乳児全戸訪問事業もとても大事な事業だと思うが、養育支援訪問事業についても大事だと思う。ニーズは少ないかもしれないが、「家事のお手伝いだったら来てもらいたい」みたいな家庭は実はたくさんあると思う。今後、見守り機能としても役立てて行って欲しい。

(鳴門市)

補足であるが、本市のネウボラの事業で産前産後のヘルパーの派遣や産後デイサービス、ショートステイサービスの事業を実施している。

また、民生委員などの訪問や地域の見守りもある。鳴門市の場合は子ども食堂や子どもの居場所づくりにも力を入れている。家庭でのストレスや心配事について聞きやすい環境作りを更に作っていかうと思っているので、今後ともアドバイスをいただけたらと思う。

(2)第2期鳴門市子ども・子育て支援事業計画に関わる変更について

鳴門市子ども・子育て支援事業計画の変更に関わる点について、事務局より報告。

(委員)

子どもが減り続けて幼稚園がなくなってきている。このままいくと保育園にも影響が出てくると思う。これらについて市としてどう考えているか聞かせてもらいたい。

(鳴門市)

出生数が減り、就学前の施設に影響が出るということに対しては、非常に憂慮している。鳴門市が「なるとまるごと子育てパッケージ」のような事業をしているのも、子育て世帯を増やしていきたいという思いから。教育委員会としても鳴門で子育てをしたい方を増やしたいと思って日々教育施策に取り組んでいる。

(会長)

全国的に昭和40年代で200万人ぐらいいた子どもの数が現在は81万人となっている状況。子育て支援に集中的に取り組んで鳴門市の子育てが充実して、いい結果に繋がればと思う。

(委員)

今現在、鳴門市に婚姻届を出す方はどれくらいなのか教えて欲しい。20代、30代あたりの人口推移がどのようになっているかも教えてもらいたい。

(鳴門市)

令和2年度の婚姻数は176組。「なるとまるごと子育て応援パッケージ」の実施の趣旨は20代、30代の方の近隣市町への流出の歯止めをかけることなので、そのための施策を実施していきたい。コロナウイルス感染症の拡大で出生数などはかなり落ち込んでおり、鳴門市の5歳児の人数は351人であるが0歳児は234人である。5年後には5歳児が現在の0歳児の人数に近い数字になると予想される。そのような中で、保育園運営もかなり厳しくなることも市としては認識している。

(3)保育施設利用児童数について

利用定員の変更を行った施設について、事務局より報告

(会長)

保育施設の利用児童数が減少しており定員割れしている施設が多い。待機児童の問題については保育園を選ばなければ十分に入れる状態であることが分かる。

(4)「(仮称)鳴門市子ども条例」の策定について

「(仮称)鳴門市子ども条例」の概要、条例構成案、今後の審議のスケジュール、パブリックコメントの徴収、オブザーバーの参加、委員意見の集約と調整について事務局より説明。

(会長)

子ども条例は夢のある話で、子ども条例を作ることで子育てのまち鳴門市の質を向上し、子どもの人数も増え定着するということが期待できると思う。

(委員)

以前、東京から単身赴任で 1 年程、鳴門に住んでいた人が、鳴門は温暖で本当に住みやすいまちだと言っていた。外部の人から見ると鳴門市は本当にいい所であると思っていることについて改めて感じた。私も外に出て帰って来て鳴門は良いところと思った。そういったことも条例に盛り込んでいけたら良い。地域で子育てができる環境づくりビジョンが一番大事と思う。

(委員)

鳴門市は子育てがしやすく、こんなに自分自身も長居をするとは思っていなかった。子どもの権利条約は国連で採択され、日本で批准されたのも 1994 年と実はすごく遅い。自治体で広がっていったのが 2016 年に児童福祉法の改正で理念としてはっきり「子どもの権利条約の精神」にのっとって書かれるようになったが、鳴門市では 2016 年以前より自治基本条例の中で「子どもの権利」がはっきりと明文化されていてすごく先進的で熱心であると思う。

子どもの権利条約は子どもたちに問題があるから必要なわけではない。子ども自身は自分で権利を行使することができないから、周りの大人とか社会がその権利を認めて初めて権利が行使できる。そのために条例が必要という認識や共通理解が必要。子どもたちの権利を守るために、大人がしっかりと認識を持つのが基本になっている。最も大事なのは子どもの最善の利益を最優先される、最善の利益が優先して保証されることであると思う。配布資料では「優先して考慮される」とトーンダウンして書いているが、権利条約の概念では最優先事項なので、じっくり認識して明文化することが未来につながる。また、広報と啓発も資料に書いているが、子どもたちの権利が守られるようにアドボカシー機関を設置するなどしたらより実態が伴うと思う。

(鳴門市)

子ども条例ができれば、子どもたちが主体となって権利を主張できる環境を守れるということがある。また、どうやって子どもに条例を浸透し広めていくかについて、10 代の子どもについては携帯端末等を使用し SNS 等は扱えるが、それより小さい子どもについてはタブレットを使うとか方法はある。身近に触れられる状況を検討したい。アドボカシー機関の設置については十分に研究した上で今後検討していきたい。

(会長)

まだ子どものウェルビーイングに関する条約はないので子ども条例の中に「ウェルビーイング」というネーミ

ングを入れるのもいいと思う。子どものための条例であり、子どもがいない所で議論して、いつの間にかできているというようなことではなく、子どもが何か実感できるよう広報する。小中高の教材で子ども条例を使うとすごい主権者教育や道徳教育になるのではないか。パブリックコメントで子どもの意見を聞くのも、全国であまり例が無いので、あってもよいのでは。「子どものため」のものであり、「子どもによる」ものができたらいいと思う。

(委員)

私たちが子どもの頃はこのような条例はなかったので良いと思う。しかし、子ども条例を活かすためにはやはり働く場所が必要であると思う。大学で県外に出ても戻ってくる、働き場所があるところが大事。資料にはいろんなことが書かれて、ヤングケアラーのことまで書いてあり、素晴らしいと思う。これが実際に役に立つような情勢を作っていくことが大事。

(委員)

資料の中に子どもの問題と記載している箇所があるが、問題提起だけでなく、問題をどのように解決していくかということについても条例の中に明記するのか。問題が起こったらどこに相談すればいいのか、地域によっては民生委員の名前も知らないことも多い。子どもでも大人でも、どこに相談するのか、どう解決していくのかを明記してほしい。

(鳴門市)

子ども条例の目的を達成するために必要な施策や方向性を条例に入れ、更に踏み込んだ部分については具体的な施策を立案していき、色んな社会問題を解決していきたいと考えている。あと 3 回、子ども条例の議論をする場面があるので今後、中身については深めていきたい。

(委員)

今まで、こういう条例が無いということも知らなかった。具体的に施策ができるというんな組織やお金ができる。条例を作って実行されないとあまり意味がないので、実現しやすいものを考えていけたらと思う。

(委員)

保育施設や教育機関に子どもを預けているが新型コロナウイルスが長期化してきて、親の間で思うように働くことができないという意見が非常に多い。一時的なものではなく何かあった時に子どもを安心して預けることができる環境を作ることはずごく大事と思う。働くことができないと子どもの貧困にもつながり、コロナが落ち着いたら顕著に経済格差が出てくるかもしれない。少子化と子どもの貧困について資料にあるが、多子世帯が貧困に繋がっているケースもあり、これらのことも踏まえた多様性のある条例が必要と感じている。

(委員)

鳴門市の子ども条例ができることによって子どもの人権を守っていくという点で本当にいいことだと思

う。ただ、昨今、ニュースなどで子どもの虐待であったり、子どもを産んでそのまま捨ててしまうというような事象を耳にする。鳴門市ではそのような事象は起こっていないが、あやうい保護者の方もいる。子ども条例を策定することで保護者や子どもたちを守っていけるような鳴門市になったらいいと思う。また、実効性のあるものにするために、市民の方への広報の仕方というのは非常に大事になってくると思う。広報誌もあるが、意外と保護者の方は見ていない。

(委員)

保育園運営について保育者の確保で悪戦苦闘している。希望していただきでも受け入れられず、1号認定の方をお断りしている現状がある。少子化で少なくなった子どもたちにも、よりよい教育保育を提供するためによりよい保育者を募集して求めており、頑張りたいなど思っている。

(委員)

皆さんがおっしゃっているように条例を作って終わりではなく、いかに実効性を作っていくかが重要。また、地域社会の役割というところで、保護者や地域住民に関しては期待する役割で良いが、市については条例にうたわれている理想的な社会を実現する責務があるのではないか。その責務をもとに、予算措置をする根拠となる条例としていただけたらと思う。

(会長)

まだいろいろご意見あると思いますが、本日は一旦ここで区切らせていただきたいと思います。今日、ご発言できなかったところは、QRコードとかメールとか、或いは直接でも、8月12日までに事務局までご意見をいただければと思います。

(5)その他

今後のスケジュールについて事務局から説明。